

お知らせ

建設リサイクル法届出済シールについて

届出者のみなさまへ

京 都 府

府では、平成16年4月1日から、建設リサイクル法の届出書を受け付けた際に、発注者（又は代理人）又は自主施工者に対し「建設リサイクル法届出済シール」を交付することになりました。

このシールは、工事現場に掲示する標識（「建設業の許可票」又は「解体工事業者登録票」）の右上部又は右下部等の余白部分に貼り付けてください。

届出書を受理してから7日以内は変更命令を行う場合がありますので、届出日から7日目以降に貼付けしてください。

紛失・汚損の場合でも、再発行は行いませんので注意してください。

また、工事完了後は、速やかにはがしてください。

< 参 考 >

届出済シール

建設リサイクル法 届出済	
受付日:平成	年 月 日
受付番号:	1
京都府	

【大 き さ】:[縦]約30mm×[横]約65mm

【デザイン】:黄色のシール、黒文字

【材 質】:プラスチック製ラベルシート

貼付場所

(建設業許可業者の場合)

建設業法施行規則第25条

貼付例を示します



建設業の許可票	
商号又は名称	
代表者の氏名	
主任技術者の氏名	専任の有無
資格名	資格者証交付番号
一般建設業又は特定建設業の別	
許可を受けた建設業	
許可番号	国土交通大臣 許可()第 号 知事
許可年月日	

外寸法:縦40cm以上、横40cm以上

(解体工事登録業者の場合)

解体工事業に係る登録等に関する省令第8条

貼付例を示します



解体工事業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の 代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	年 月 日
技術管理者の氏名	

寸法:縦30cm以上、横40cm以上